

総 会 議 事 録

1. 開催日時 令和5年3月9日(木) 午前9時30分

2. 開催場所 瀬戸内市中央公民館 視聴覚室

3. 農業委員 11名中 10名出席し、その氏名は次のとおり

太 田	修	尾 上	昭 則	出 射	實	宮 本	英 美
由 喜 門	尊	藤 原	由 果	小 林	桂 治	石 黒	五 月
藤 原	和 正	久 山	英 之				

欠席委員

大 森 茂 利

4. 農地利用最適化推進委員

岡 崎	文 明	松 本	英 樹	山 本	和 博	森 部	真 史
山 崎	徹	大 河 原	律 夫	佐 藤	辰 也	岡 崎	浩
正 富	清 人	吉 田	宏	山 内	桂 三		
金 居	正 彦	北 谷	正 幸	福 池	正 美	安 木	義 忠
射 越	誠 一						

欠席委員

服 部 千 敏 田 中 伸 五 山 本 祐 章 茂 成 和 延

5. 議事に参与した者

事務局長 服部 博昭

事 務 局 横見瀬 文子

事 務 局 藤原 敬士

6. 議事内容

報告事項 農地法許可に係る専決処分について

第1号議案 農地法第3条許可申請について

第2号議案 農地法第5条許可申請について

第3号議案 農地転用事業計画変更承認申請について

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
(利用権設定・所有権移転)

そ の 他

事務局 長 開会を宣言する（午前9時30分）
定刻となりましたので、これより令和4年度瀬戸内市農業委員会、第12回の総会を開催します。それでは、開会に先立ちまして、会長よりごあいさつをお願いします。

議長（会長） （あいさつ）本日は13件の案件が提案されていますので、皆様の適正な審査、よろしくお願いします。

事務局 長 今回の成立報告をします。ただいまの農業委員の出席数は11名中10名出席ということで、瀬戸内市農業委員会総会議事規則第7条により、この総会が成立していることをご報告します。
なお、農業委員 大森 茂利委員、推進委員 服部 千敏委員、田中伸五委員、山本 祐章委員、茂成 和延委員の4名から欠席の届け出が出ていることを報告します。以降の進行につきましては、藤原会長よりよろしくお願いします。

議長 長 それでは、議案審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名します。4番委員 宮本 英美委員、5番委員 由喜門 尊委員よりよろしくお願いします。
それでは、議題に入ります。
まず報告事項 農地法許可に係る専決処分について、事務局の説明をお願いします。

事務局 まずは、議案資料、1頁をご覧ください。
【農地法許可に係る専決処分について議案書をもとに説明】
以上、事務局からの説明を終わります。

議長 長 この案件について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。
（意見なし）

議長 長 ご意見ないようですので、この案件につきましては、報告承認とさせていただきます。
続きまして、第1号議案、農地法第3条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 まずは、2頁をご覧ください。
第1号議案 農地法第3条許可申請について説明いたします。
【1番案件】
譲受人「牛窓町鹿忍5351-2 株式会社 高田農園 代表取締役 高田 和之 農業」。
譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。
農地の所在地「牛窓町鹿忍5548」。登記、現況地目ともに「畑」。面積は「279㎡」。
「牛窓町鹿忍5554-1」。登記、現状地目ともに「畑」。面積は

「5 2 3 m²」。

農地までの距離「5 0 m」。耕作面積「3 9 . 1 8 3 . 0 9 m²」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 a あたり■ ■となっております。

【2 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人 1 人目は「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 1 3-1」。耕作面積「1, 1 9 6 m²」。

2 人目は「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 0 3」。耕作面積「2 7 0 m²」。

「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 0 4」。耕作面積「2 0 8 m²」。

「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 1 4」。耕作面積「1, 4 7 4 m²」。

「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 1 5」。耕作面積「9 9 2 m²」。

3 人目は「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■」。

農地の所在「邑久町山田庄 1 1 1 6-1」。耕作面積「2, 1 3 4 m²」。

すべて登記、現状地目ともに「田」。農地までの距離「2, 0 0 0 m」。耕作面積「2 1 6, 6 3 6 m²」。家族数及び耕作者数「5 名」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由「相手方の要望」によるものです。なお、所有権移転によるもので1 0 a あたり■ ■となっております。

【3 番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人 1 人目、「■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在「邑久町本庄 2 2 9 4-1」。登記、現状地目ともに「畑」。耕作面積「1 9 2 m²」。

「邑久町本庄 5 1 4 5」。登記、現状地目ともに「田」。耕作面積「3, 4 2 1 m²」。

2 人目、「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

農地の所在「邑久町本庄 5218」。耕作面積「1, 106㎡」。
「邑久町下山田 2543」。耕作面積「1, 331㎡」。登記、
登記、現状地目ともに「田」。

農地迄の距離「200m」。耕作面積「545, 139㎡」。家族数
及び耕作者数「4名」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由「相手方の要望」による
ものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■とな
っております。

【4番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■
■■」。

農地の所在は5筆。「長船町西須恵 1304-1」。登記、現状地
目ともに「田」。面積「351㎡」。

「長船町西須恵 1751-4」。登記、現状地目ともに「畑」。面
積「90㎡」。

「長船町西須恵 1755-1」。登記、現状地目ともに「畑」。面
積「689㎡」。

「長船町西須恵 2606」。登記、現状地目ともに「畑」。面積
「314㎡」。

「長船町西須恵 2607」。登記、現状地目ともに「田」。面積
「2, 650㎡」。

農地迄の距離「50m」。耕作面積「13, 998㎡」。家族数及び
耕作者数「3名」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由「相手方の要望」によ
るものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■と
なっております。

【5番案件】

譲受人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■ ■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「長船町飯井 1557-1」。登記、現状地目ともに
「田」。面積「1, 717㎡」。

農地迄の距離「350m」。耕作面積「66, 937.46㎡」。家
族数及び耕作者数「4名」。

取得の理由は「増反」によるもの。譲渡理由「相手方の要望」によ
るものです。なお、所有権移転によるもので10aあたり■ ■と
なっております。

以上、事務局から第1号議案 1番案件から5番案件の説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

松本委員 1番案件 松本委員より説明をお願いします。

現在、この2筆を譲受人が借りて耕作しており、譲渡人も高齢であり、譲渡したいということです。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、2番案件 大河原委員よりご説明をお願いします。

大河原委員 譲渡人は高齢であるということ、他の方々も後継者がおらず、譲受人にお任せするということで合意されました。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、3番案件 正富委員よりご説明をお願いします。

正富委員 譲受人は50ha以上の耕作をされている方で、譲渡人の一方は、県外に在住で、もう一方は、高齢で現在、耕作されていないということで話がまとまりました。問題ないと思います。

議長 続きまして、4番案件 北谷委員よりご説明をお願いします。

北谷委員 譲受人の方が亡くなられて数年が経過し、田畑がその間、耕作放棄地になっていました。譲受人がこの度、農地を取得するということで、放棄地解消につながると思います。特に問題ないと思います。

議長 続きまして、5番案件 福池委員よりご説明をお願いします。

福池委員 この農地は以前より譲受人が耕作しており、特に問題ないと思います。

議長 1番案件から5番案について何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

議長 ご意見ないので、採決に入ります。

ただ今の第1号議案 農地法第3条許可申請について、1番案件から5番案件まで、許可に賛成の方、挙手願います。

議長 全員賛成ということで、許可を決定します。

続きまして第2号議案、農地法第5条許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは議案資料3頁目をご覧ください。第2号議案農地法第5条許可申請についてご説明します。

【1番案件】

譲受人「牛窓町牛窓19番地1 石田重工業株式会社 代表取締役 石田 茂樹」。

譲渡人「■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■ ■■■■ ■■■」。

土地の所在「瀬戸内市牛窓町牛窓 16-1」。地目「田」。

面積「1, 546 m²」。転用目的「露天資材置場」。

農地区分「第2種農地 米420kg」。資金「■■ ■」。隣地への

事務局

【1案件】

土地の所在地「邑久町尻海 1076-1」。地目「田」。農地区分「農用地」。

当初許可年月日「令和3年9月14日 指令番号 瀬戸内市指令農委
第76号」。

【2番案件】

土地の所在地「邑久町尻海 1077-1」。地目「田」。農地区分「農用地」。

当初許可年月日「令和3年9月14日 指令番号 瀬戸内市指令農委
第77号」。

【3番案件】

土地の所在地「邑久町本庄 3 3 1 5 外 1 4 筆」。地目「田」。農
地区分「農用地区域外」。

變更事業計畫「転用面積 11,168m² 転用目的 物流倉庫 工

事期間 令和３年５月１日から 令和５年１２月３１日まで」。

変更理由「コロナ渦の影響により、工事関係者・関連企業に影響があり、作業員や資材の確保が出来ず、工事期間内に完了ができない状況のため」。

当初許可年月日「令和３年６月３０日 指令番号 瀬戸内市指令農委第４６号」。

以上、説明を終わります。

議 長 はい、ただ今の第３号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

それでは意見なしとしまして、続いて、採決に入ります。

第３号議案 農地転用事業計画変更承認申請について、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長 はい、全員賛成ということで、許可を決定します。

議 長 続きまして、第４号議案、農業経営基盤強化促進法による農地利用集積計画について（利用権設定・所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案資料、５頁、６頁、７頁をご覧ください。

【第４号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について(利用権設定・所有権移転)議案書をもとに説明】

以上、事務局からの説明を終わります。

議 長 はい、ただ今の第４号議案につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いします。

(意見なし)

ご意見ないようですので、第４号議案につきまして、承認とします。

それでは最後のその他の項目についてです。事務局、お願いします。

事 務 局 今後の総会の予定については、４月の通常総会は、４月２０日木曜日に瀬戸内市役所 ２階 大会議室で開催予定です。

また、５月の通常総会は、５月１６日火曜日に瀬戸内市役所 ２階 大会議室で開催予定です。

議 長 他にご意見・ご質問はありませんか。

それではご意見ありませんので、これもちまして、令和4年度3月の総会を閉会します。
ありがとうございました。

(午前10時00分 閉会)

上記議事録を作成し、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和5年3月9日

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員